1953年6月16日　第三種郵便物認可

2026年5月25日（月）　3210号　隔週月曜日発行

民主青年新聞

DEMOCRATIC YOUTH NEWSPAPER

みどころ
明日の自分に会いに　理学療法士　6、7面
今こそ輝かせる日本国憲法　憲法の平和主義①　3面
今こそ消費税の減税を　8～10面

▶ ホームページ www.dylj.or.jp　▶ Eメール minsin@dylj.or.jp

国の責任で、主食の安定供給を

食糧法の歴史と備蓄量の推移

食糧管理法（1942年）
国家が米殻について集荷と配給の強力な一元化を行い、非常時用食糧の貯蔵も含め、有事や平時および需給に関係なく食糧の安定供給が保証される制度。1971年生産調整（減反）開始

主要食糧法（1995年）
WTO協定・米輸入自由化のために制定された。米の流通規制を大幅に緩和し全体需給の調整を図るため、適確な見通しを含む基本計画を策定。生産調整・備蓄の運営

2004年大幅改正
生産調整面積配分から生産数量目標の配分（2018年廃止→生産目安）ペナルティー廃止。基本計画が基本方針に。2014年から水田活用直接支払交付金

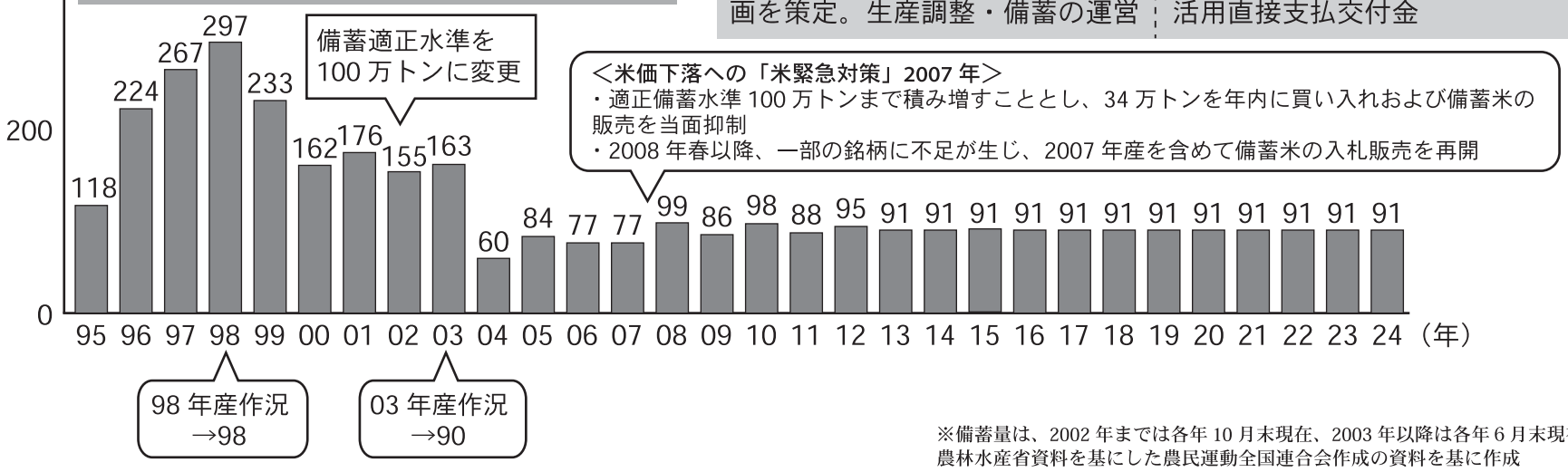

※備蓄量は、2002年までは各年10月末現在、2003年以降は各年6月末現在。
農林水産省資料を基にした農民運動全国連合会作成の資料を基に作成

食糧法「改悪」の危険

高市早苗政権は今国会に、食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の改定案を提出しています。改定案は、法の目的を「主要食糧の需給と価格の安定」から「需給の安定を図り、及びこれを通じて価格の安定化を図る」に変えるとしていますが、本当に米の安定供給は実現できるのでしょうか。農民連（農民運動全国連合会）ふるさとネットワーク事務局長の湯川喜朗さんに聞きました。（齊藤崇記者）

大混乱への反省なし

―改定案の問題点とはなんですか？

問題の一つ目は、「生産調整」を削除し、「生産者責任」を法定化していることです。

改定案では現行の食糧法にあった「生産調整」という文言をなくし、「需要に応じた生産を推進する」を新たに書き加えています。

「生産調整」とは、米の生産量を政府が調整することです。増え過ぎたときは政府が要請して全体の作る量を減らし、逆に不足したときはこれも政府が要請して作る量を増やすというように国が米の生産量に責任を持つことです。加工用や備蓄用など、主食用以外で米を生産した場合は、生産者に水田活用の直接支払い交付金で支援されています。

しかし、今回の改定案では、生産を調整するのは国ではなく個別の生産者になっています。すでに、長年にわたって米価は市場任せにされ下落し続けていました。備蓄米以外の政府買い入れは廃止され、豊作による生産増や見通し以上の需要減少により米価は大暴落しました。米は国民にとって絶対に必要な主食ですが、一昨年に今度は米不足、価格高騰に見舞われ、大混乱に陥りました。そのような事態を招いたのは政府の責任ですが、そのことの反省がまったくありません。生産者への自己責任を法律上も押しつけ、強化するのが改定食糧法です。

二つ目の問題点は、価格と需給の安定の役割をさらに放棄することです。現行食糧法は、「主要食糧の需給及び価格の安定を図る」ことを政府に義務づけています。しかし、政府は、2020年のコロナ禍で発生した市場の過剰在庫を買い入れることを拒否し、米価大暴落を招きました。本来の役割を果たさずに政府が行ったのは、過剰在庫対策として50万トン以上もの減産を生産者に押しつけることでした。この結果、需要に満たない供給量となり、米不足と米価高騰を招き、消費者・流通業者に生活と商売の困難がもたらされました。まさに、「需要に応じた米生産」の失敗でした。さらに、この失敗を隠蔽するため、備蓄米販売ルールに不必要な変更をして備蓄米を放出。外国米の輸入増も加わり、米流通はさらに混乱し、現在は米価暴落の中、生産者・流通業者は経営に不安を募らせています。

法の目的に沿った需給コントロールを拒否し、生産にも流通にも価格にも混乱を招いた誤りを隠すために法改定を行おうとしています。

三つ目の問題点は、米の卸売業者などの在庫を「民間備蓄」と呼び制度化しようとしています。現在の食糧法の定義で「備蓄」とは、「必要な数量の米穀を在庫として保有すること」です。しかし、「民間備蓄」はあくまでも通常の在庫であり、備蓄するわけではありません。つまり、いざというときにはなんの役にも立ちません。政府による備蓄を減らし、財政負担を減らすための詐欺的なやり方としかいいようがないと思います。

飲食料品業界全体への統制の強化が進むことも懸念されています。政府は、米不足と価格高騰を招いた理由が、需要の見通しを見誤ったことだとして、多様化する流通実態の把握を強化するため、飲食料品の加工・製造業者にまで、在庫や販売量などの定期報告を義務づけます。協力しなかった場合の罰則も強化されます。これでは民間業者の負担が増えるだけです。

国家備蓄が役に立たない

―暮らしにどのように影響するのですか？

一つ目に、主要食糧である米の安定供給が図られなくなります。

二つ目に、国産米の備蓄数量がほとんどないことです。国産米の備蓄数量は現在30万トンほどしかなく、目標である100万トンに70万トンほど足りません。政府は今年の新米を20万トンほど買うとはいっていますが、それでも50万トンほど足らず、国家備蓄が役に立ちません。いざというときに役に立たないような状態にあるため、アメリカ米などミニマムアクセス米を備蓄米として利用しようとしています。また、利用せざるをえないのが、今の日本の備蓄米の水準でもあるのです。

国内生産は、低米価と農家の高齢化により生産力自体は落ちています。この間のように米不足になれば、消費者価格も上昇します。国民が安い米を手に入れるには外国米しかなくなるような事態となることが考えられます。（2面につづく）

ミニマムアクセス米

1986～94年の関税貿易一般協定・多角的貿易交渉（ガット・ウルグアイ・ラウンド）により、日本が米の関税を維持する代わりに毎年一定量を無税で輸入することを義務づけられた米のこと。初年度の40万トンから徐々に増え、2000年度以降は毎年77万トンを輸入している。

発行所
日本民主青年同盟中央委員会
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-20-2
電話(03)5772-5701　FAX(03)-5772-5702

日本民主青年同盟中央機関紙

定価　月680円　〒130円　1部340円
郵便振替00180-4-106690